

越前市保育所等における
適切なかかわりのためのガイドライン
～よりよい教育・保育のための羅針盤～

令和6年12月
越前市・越前市教育委員会

越前市のこどもの豊かな育ちのために

こどもの人権・人格の尊重は、従前より児童福祉においての本来的な理念です。

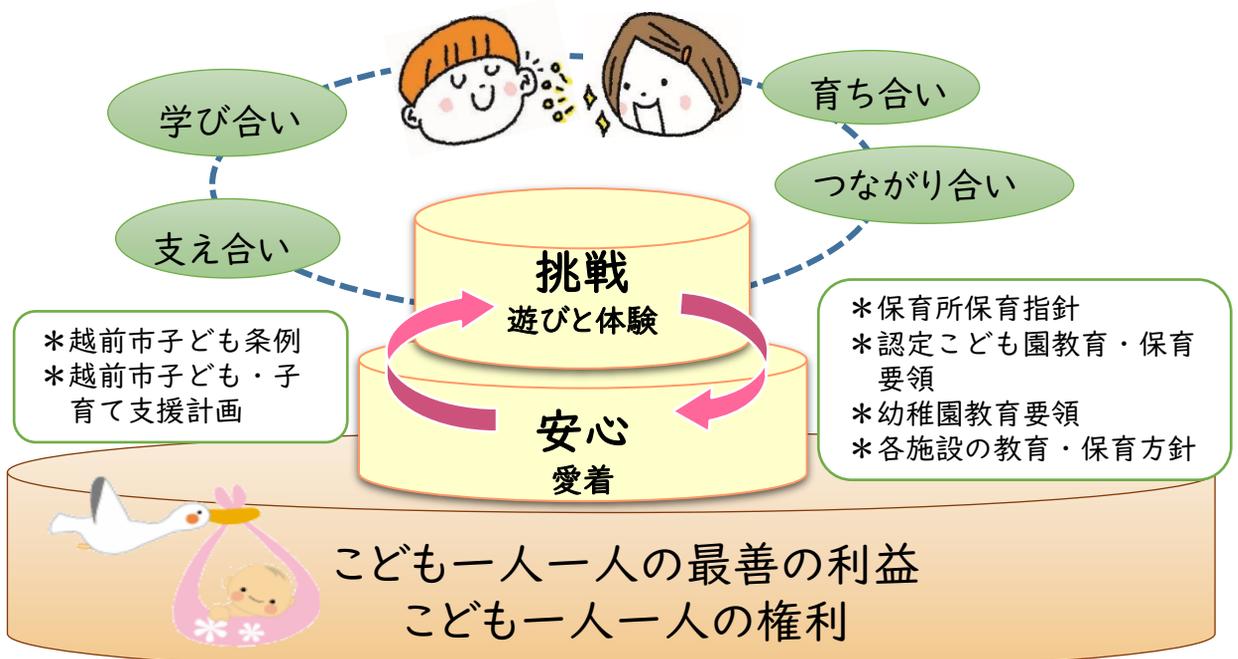
令和5年4月子ども基本法の制定により、「こどもの最善の利益」を優先し、こどもの気持ちに寄り添ってその人権・人格を尊重することは、教育・保育に携わる者だけでなく社会全体において求められています。

国籍や文化、ことばの違い、障がいの有無等にかかわらず、子ども一人一人が生まれながらにもっている「生きる力」を最大限に引き出すためには、身近な大人が丁寧に寄り添いこどもが安心感と信頼感をいづく経験をくりかえしていくことが重要です。

本ガイドラインの作成をきっかけに、こどもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定子ども園・幼稚園（以下、保育所等という）において、「子どもの権利条約」の4原則の1つである「子どもにとって最もよいこと」を、こどもの視点（Views）に立って読み解き、保育所等全体で考え、これまで以上に「こどもの人権への配慮」や「一人一人の人格の尊重」について活発に語り合ひましょう。そして越前市のすべての保育所等において、子ども主体による「健全で豊かな経験（遊びと体験）」が保障され、子ども一人一人が自らのウェルビーイングを実感できる教育・保育を一層推進するため、行政・保育所等・家庭の協働による取組を行っていきましょう。

本ガイドラインについては、仁愛大学子ども教育学科石川昭義教授のご指導と、市内公立保育園（保育士）・認定子ども園（保育教諭）・幼稚園（幼稚園教諭）の意見や園内研修事例を提供いただきながら作成しました。

越前市が目指す教育・保育 学び合い・育ち合い・支え合い・つながり合う笑顔輝く子ども



<目次>

- 1 越前市ガイドラインの位置づけ…………… P 1
- 2 「望ましくないかかわり」・「不適切な保育」・
「虐待等」について…………… P 3
 - (1) 「虐待等」について
 - (2) 「不適切な保育」について
- 3 不適切な保育が疑われる事案の対応 …… P 6
 - (1) 事案にきづいた時の対応
 - (2) 越前市、保育所等（各施設）による対応
 - (3) 事実確認後の対応
 - (4) 不適切な保育が疑われる事案発生時の対応フローチャート
- 4 不適切な保育が生じる背景…………… P 9
 - (1) 認識の問題
 - (2) 職場環境の問題
- 5 質の高い教育・保育を目指して…………… P 11
 - (1) 保育所等（各施設）と保育者等が取り組むこと
 - (2) 越前市の役割

- 参 考 …… P 18
 - みんなでつくるよりよい教育・保育のための羅針盤
(随時更新)

1 越前市ガイドラインの位置づけ

「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第1章総則1保育所保育に関する基本原則（5）保育所の社会的責任」には、「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない」と謳われています。

また、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では「園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること」、「幼稚園教育要領」では「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養う」とされています。

保育所等においては、こどもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはなりません。すなわち、保育士・保育教諭・幼稚園教諭（以下保育者という）は、日常の保育においても、こどもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、こどもの人格を尊重するとともに、こどもが権利の主体であるという認識をもって教育・保育に当たらなければなりません。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号、以下「障害者虐待防止法」という）」では、保育所等に通う障がい者に対する虐待の防止等について定められており、保育所等における虐待防止措置の具体例として、障がいへの理解を深めるための研修の実施や普及啓発、障がい者に対する虐待に関する相談体制の整備等があげられています。

これまでも「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の11」においては、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない」との規定が置かれており、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」においても同様に定めています。

保育所等における不適切な保育等の防止の取組や、保育所等で起こった不適切な保育等への自治体の対応については、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月こども家庭庁）」が策定されており、本ガイドラインを踏まえて、適切に対応することとされています。

「越前市ガイドライン」では、国のガイドラインを参酌し市内保育所等において不適切な保育が疑われる事案が発生した際の対応や関係法令等について整理しました。

「不適切な保育」を防止するには、保育者等が、日々の教育・保育の中で、「適切なこどもへのかかわり」を意識していくことが大切です。自らの行動や言動が虐待等になってしまうのではないかと心配したり、委縮したりするようではいきいきとした教育・保育はできません。保育者等が強い不安を感じることなく適切な教育・保育を実践するため、引き続き市及び保育所等全体で、よりよい教育・保育に向けた不断の取組を推進してまいります。



- 「不適切な保育」の定義や背景
- 市内保育所等において不適切な保育が疑われる事案が発生した際の対応
- 日々の教育・保育実践において、より良い教育・保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる園内研修の取組

本ガイドラインは、「こどもにやさしいまちづくり」のため、保育所等にとどまらず、保護者や地域、関係機関等で広く共有していくとともに、社会の変化や保育制度等に合わせて今後も継続的な見直しを行ってまいります。

<越前市ガイドラインの位置づけ>

理念等

児童憲章

児童の権利に関する条約

こども基本法

児童福祉法

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

子ども・子育て基本法

越前市子ども条例

方針等

こども大綱

保育所保育指針

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼稚園教育要領

保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

越前市子ども・子育て支援計画

越前市保育所等における適切なかかわりのためのガイドライン



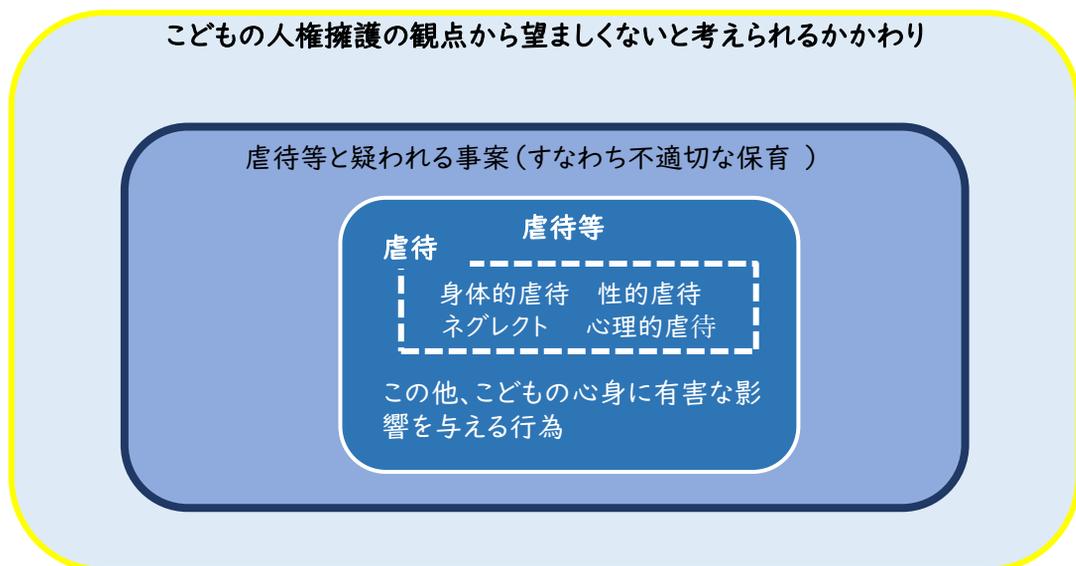
※国の関係法令等については、15～17ページを確認ください。

2 「望ましくないと考えられるかかわり」・「不適切な保育」・「虐待等」の考え方

こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」によると、「虐待」「虐待等」「不適切な保育」「望ましくないと考えられるかかわり」に整理されます。

虐待	「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 ※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第33条の10各号に掲げる行為その他該当児童の心身に有害な影響を与える行為」
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案
望ましくないと考えられるかかわり	“こどもの人権擁護の観点から望ましくない”と考えられるかかわり

図1



(1) 「虐待等」について

虐待等とは、「虐待」(身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待)に加え、こどもの心身に有害な影響を与える行為を含めたものと定義します。(図1)

なお、これらはいくまで例であり、また、明らかに虐待等と判断できるものばかりでなく、個別の行為等について考えたとき、虐待等であるかどうかの判断をしづらい場合もあります。

そうした場合には、保育所等に通うこどもの状況、保育者等の状況等から総合的に判断すべきですが、その際にも、当該こどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要があります。

<「虐待」(行動類型と具体例)について>

保育所等における虐待	具体例 ※一部抜粋
<p>●身体的虐待</p> <p>こどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p>	<p>蹴る、叩く、激しく揺さぶる、逆さ吊りにする、ご飯を押し込む、戸外に閉め出す、身体的に拘束するなど</p>
<p>●性的虐待</p> <p>こどもにわいせつな行為をすること又は、こどもを通してわいせつな行為をさせること。</p>	<p>下着のまま放置、こどもの性器を触る・こどもに性器を触らせる、わいせつな言葉を発する・会話するなど</p>
<p>●ネグレクト</p> <p>こどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること</p>	<p>必要な看護等をしない、おむつや汚れた服を替えない、声かけ・抱き上げなどをしない、適切な食事を与えない、別室に閉じ込める、他の職員の不適切な指導を放置するなど</p>
<p>●心理的虐待</p> <p>こどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など、こどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>言葉や態度による脅かし、無視や拒絶的な態度、「バカ」など侮蔑的な言葉、失敗を執拗に責める、自尊心を傷つける言動、孤立的な扱い、感情的な大声の指示、叱責など</p>



※上記具体例は、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の保育所等における職員によるこどもに対する虐待の具体例を一部抜粋したものです。

(2)「不適切な保育」のとらえ方

「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和3年3月株式会社キャンサーキャン）によると、不適切な保育は、「保育所での保育士による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」であるとしています。

さらに、全国保育士会の「保育所・認定子ども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」(以下「保育士会チェックリスト」)を参考に、当該チェックリストに記載される、人権擁護の観点から「『良くない』と考えられるかかわり」の5つのカテゴリー(①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴なかかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、⑤差別的なかかわり)を不適切な保育の具体的な行為類型として示しています。

しかし、保育士会チェックリストは、保育の振り返りを行うためのツールとして用いられることを主眼としています。保育者等が各項目についてチェックを行い、「『良くない』と考えられるかかわり」を「している（したことがある）」にチェックした場合、「していない」とチェックした場合どちらも、本チェックリストに掲載されている「より良いかかわり」へのポイント等を用いて、自らの教育・保育をとらえなおし、教育・保育の専門職としてさらなる保育の質の向上を目指すといった趣旨のものであります。

このため、保育士会チェックリストの「『良くない』と考えられるかかわり」の5つのカテゴリーの具体的ななかかわりの中には、不適切な保育とまではいえないものも含まれており、当該カテゴリーと不適切な保育とを同じものとして解することは必ずしも適当ではありません。

越前市では「不適切な保育」を、国のガイドライン同様に保育士会チェックリストの「『良くない』と考えられるかかわり」の5つのカテゴリーと同じものとは解さず、「虐待等と疑われる事案」（4ページ図1）と捉えなおすこととします。

このため、「不適切な保育」の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を必要とするものであるとして、必要な対応を講じていきます。

また、こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりができているかどうかを振り返ることは大切であり、よりよい教育・保育に向けた日々の保育実践の振り返り等の取組は、不適切な保育や虐待等そのものへの対応とは峻別して、引き続き各保育所等や市において、より一層の努力を重ねていきます。



本人はこどもへの親しみを表しているつもりのもので、振り返りの中で改善が図られていくべきものであっても、周囲の職員は見過ごしてしまったり少し気になりつつも指摘せずに済ませてしまったりする中で、それが繰り返されるうちに問題が深刻化し、不適切な保育や虐待等につながることを考えられます。

日々の保育実践の振り返り等の取組と、不適切な教育・保育や虐待等への対応は密接に関連していることを心に留めておきましょう。



3 不適切な保育が疑われる事案の対応

(1) 事案に気づいた時の対応

保育所等で行われる教育・保育において、疑問や違和感を抱いた際には、まず施設長や先輩保育者等、同僚などに相談しましょう。

園内で相談しにくい内容がある場合には、市の相談窓口ご連絡してください。

【市の相談窓口】

- 公私立認定こども園・保育園、地域型保育事業所など
- 公私立幼稚園
- ① 市こども未来課 ② 市乳幼児教育・保育支援センター ③ 市教育振興課
- Tel 0778-22-3006 Tel 0778-22-0456 Tel 0778-22-7452
- 相談フォーム

①



②



③



※市の相談窓口は、市民(保護者等)からの相談も受け付けています。



Point

小さな疑問なども早期に相談すれば、不適切な保育の早期発見や教育・保育内容の改善につなげることができます。

また、認識の違いや誤解が原因であった場合でも、どのような行為から認識の違いや誤解が生まれたかを確認することで、教育・保育を見直し職員の認識を確認する機会になります。

重要なことは、日々の保育実践において、より良い教育・保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」ができていくことです。そうした不断の取組が、虐待等と疑われる事案(不適切な保育)があった際にも、行政も含めた施設内外に風通しよく共有され、適切な対応につながります。

(2) 越前市、保育所等(各施設)による対応

市または保育所等が、保護者や保育者から不適切な保育の疑いや教育・保育に対する疑問などを受け付けた場合には、基本的には、市と保育所等で情報を共有し、施設長等が当該保育者等やその他の保育者等から聞き取りを行い、事実確認後に、関係する職員や保護者と話し合いを実施します。話し合いで相互に理解を得られた場合でも、当該保育所等内では事例を共有し、改善すべき事項について確認を行います。

当該保育所等内で解決しない場合や事実確認により不適切な保育の検証が必要な事案については、保育所等が情報を整理して市に報告をします。

【各保育所等の体制整備】

保育所等においては、不適切な保育を生じさせないための不適切保育防止の担当者設置や虐待等や虐待等が疑われる事案(不適切な保育)が発生した場合の報告プロセス(担当者の事案把握から施設長・園長への報告までの流れ)の明確化など、職場体制を整備する必要があります。

相談窓口については、市ホームページで周知していますが、各保育所等においても入園のしおりや園だより等で、保護者や地域住民に積極的に周知していきましょう。

＜事案の確認のための調査票（例）＞

調査者氏名	回答者氏名	月 日（ ）： ～：
＜調査にあたって＞ ・誰が何を回答したかについて、秘密は守られますので知っていることを正直に教えてください。 ・職員間で、何を話したかや何を聴かれたかについて、詮索しないでください。 ・園全体で改善に取り組むために、組織的な課題について気付いたことを教えてください。		
不適切な保育が疑われる事実	事実確認	具体的な内容
①〇〇さんに対して△△をした。	見た(いつ: /どこで:) 聞いた(いつ: /誰に:) 知らない	
②□□できない〇〇さんを△△し、××の状態になった。	見た(いつ: /どこで:) 聞いた(いつ: /誰に:) 知らない	
③〇〇さんに対して××と言った。	見た(いつ: /どこで:) 聞いた(いつ: /誰に:) 知らない	
今回の事案の背景や組織的な課題について		

（３）事実確認後の対応

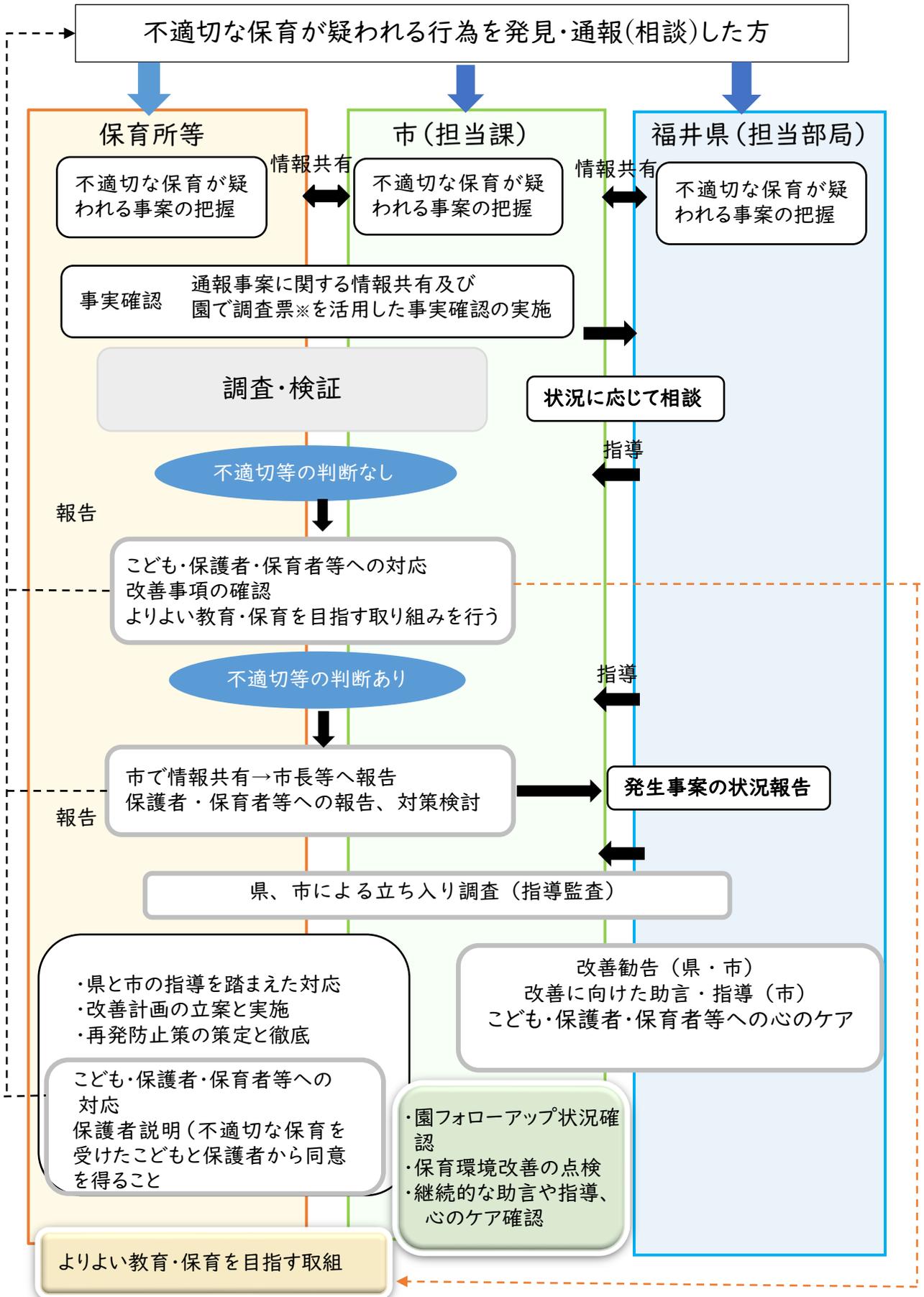
事実確認の後には、事案の軽重に関わらず、不適切な保育が疑われた機会を逃さず同様な事案を発生させないとともに、今後「よりよい保育」を実践できるように教育・保育環境を整えていくことが大切です。

個別の事案にだけに目を向けるのではなく、保育所等の組織全体として改善するための方法を保育所等と市が協力して考え、保育所等は改善計画を策定し、保育者等全体で改善に継続的に取り組むことが重要です。

また、調査・検証の結果、不適切な保育または虐待等として扱うべき案件と判定された場合には、市は保育所等に対して指導を実施し、保育所等は改善報告を市に行います。また、市は保育所等の改善報告の実現に向けた取組に対し継続的に助言や指導を行っていきます。

不適切な保育の対象になった子どもと保護者はもちろんのこと、対象でない子どもについても被害の状況に応じて適切なケアを実施していくことが大切ですので、心のケアを実施できる体制を確保していきます。

(4) 不適切な保育が疑われる事案発生時の対応フローチャート



4 不適切な保育が生じる背景

不適切な保育が生じる背景としては、「職員一人一人の認識の問題（こどもの人権や人格尊重の観点に照らして、どのようなこどもへのかかわり方が適切なのか十分に理解していない）」と、「職場環境の問題（施設における人員体制が十分でないなど、適切でない教育・保育を誘発する状況が生じている）」があると考えられます。

（１）認識の問題

保育者等一人一人の、こどもの人権や人格尊重に関する理解が十分でないなどにより本人は問題ないと捉えている行動が、不適切な保育に該当することがあります。

また、かつては特段問題とは認識されていなかった行為であっても、こどもの最善の利益の尊重という考えの定着により、慎重な対応が求められるようになってきているものもあります。

よって、保育者等は、経験や自身の常識を過信することなく、こどもとのかかわり方が適切なものであるか振り返り、こどもの最善の利益が尊重されているか意識する必要があります。

また、保育者等本人はこどものために良かれと思った行為であるために、その行為がこどもの権利を侵害するという重大さに気づいていない等の状況も考えられます。こうしたことを防ぐためには、保育者等同士による振り返りの場や、話し合いの場を定期的にもつ意識が求められるところです。

こうした認識のズレを防ぐためには、施設長もまた、自施設におけるこどもとのかかわり方が適切なものであるか振り返り、こどもの最善の利益が尊重されているか意識する必要があります。



（２）職場環境の問題

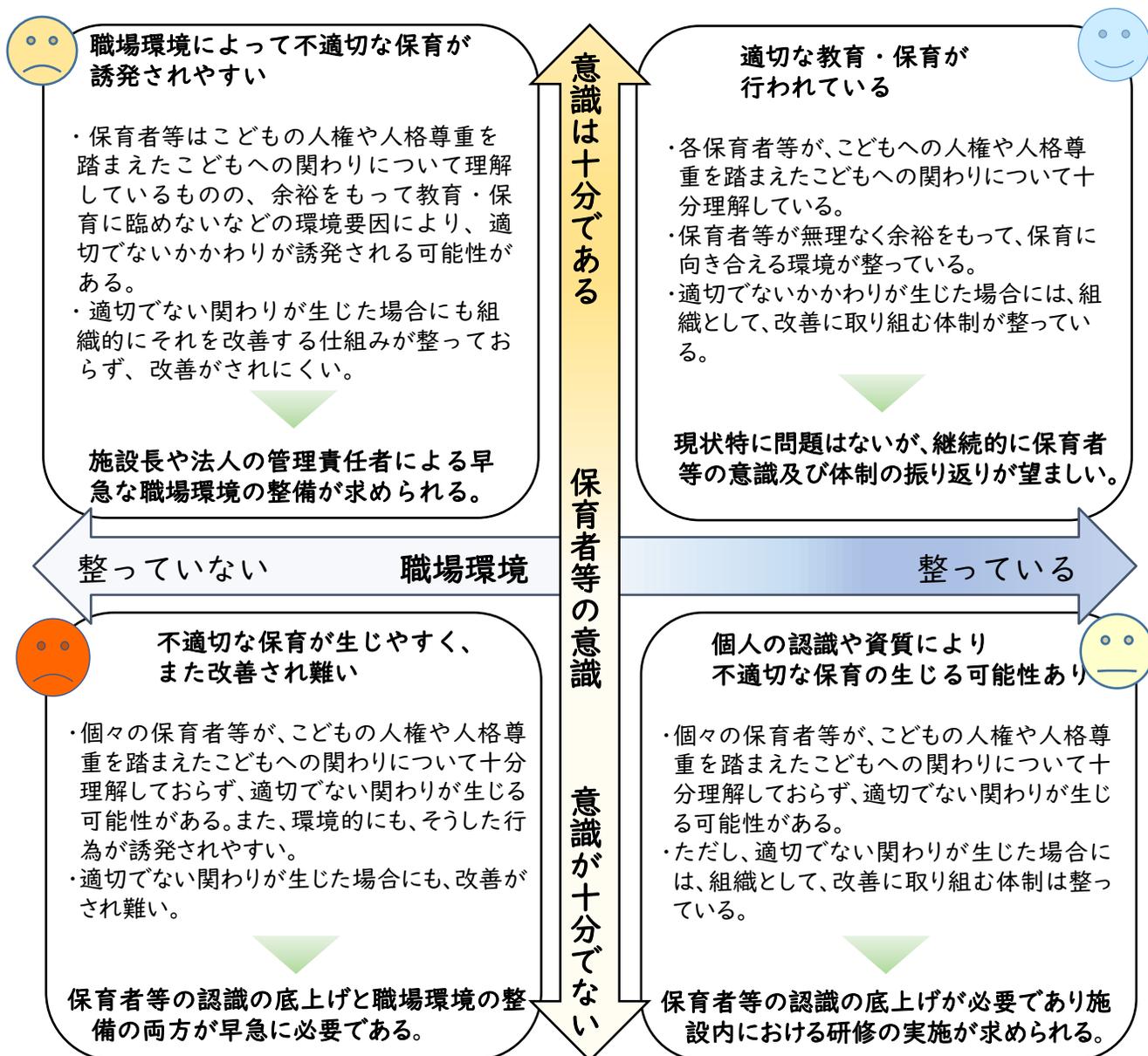
保育者等による不適切なこどもへのかかわりが生じる背景としては、その行為を誘発する状況や、そうした行為が改善されにくい状況等、職場環境の問題も大きいと考えられます。

保育所等は、こどもに教育・保育を提供するとともに、保護者に対する子育て支援を担うことも求められています。加えて、保育所等を利用するこどもとその家庭の多様化などにより、保育者等一人一人にかかる負担は大幅に増加しています。このように、保育者等が多様な対象に対して多様なニーズに対応することを求められる状況においては、保育者等がこどもや保護者一人一人に丁寧に向き合い、対応するための十分な時間が確保できない状況も生じる場合があります。

また、例えば、職場において日々の教育・保育の振り返りを行う機会などを定期的にもっていれば、未然に不適切なかわりを防止できたり、不適切なかわりに陥っていたとしても早い段階で改善されたりすることが期待できますが、そうした機会がない場合、保育者等同士の気づきが促されないなどの弊害が考えられます。



<不適切な保育が生じる背景の整理と対応>



「不適切な保育未然防止及び発生時の対応についての手引き」(令和3年3月(株)キャンサーズキャン) 参照
 ※一部文言に変更有

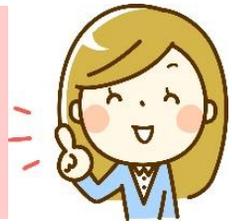
<職場環境の問題と不適切な保育等の弊害の例>

- **保育者等が余裕を持って保育に臨めない**
 - ・時間的な切迫や気持ちの焦りなどから、保育者等本人も「本来であればそうあるべきでない」と感じているこどもとのかかわり(例えば、大きな声を出してしまうなど)を行ってしまう。
 - ・同僚の保育者等も、自分が担当するこどもの教育・保育にかかりきりになり、他の保育者等が行う教育・保育の不適切さを指摘する等のフォローができない。
- **日々の教育・保育を職場全体として振り返る体制が整っていない**
 - ・適切でないと考えられるかかわりを保育者等が行った際に、他の保育者等が個別に指摘することは難しく、早い段階での改善の機会が失われ、不適切なかわりが繰り返されるおそれがある。
- **保育者等が一人きりで保育を任されている状況が多いなど物理的な環境の問題がある**
 - ・不適切な保育が生じやすく、また、そうした行為が行われても他の保育者等により発見されにくいいため、行為を行った保育者等本人も改善の機会を逸してしまう。

5 質の高い教育・保育を目指して

(1) 保育所等(各施設)と各保育者等が取り組むこと

- ♥基本的な知識とスキルを確実に身につける
- ♥こどもの人権について高い認識をもつ
- ♥教育・保育のプロとしての意識を常に忘れない
- ♥チーム力で保育をする
- ♥誰もが安心できる場所にする



♥基本的な知識とスキルを確実に身につける♥

誰でも初任の頃には、毎日が初めての体験ばかりで不安があり、必死に教育・保育の知識や技術を身につけようとしていたと思います。しかし経験を積むにつれて、基本的な知識やスキルは「当たり前」に身につけていると思うようになっていませんか？
実は、この「当たり前」が自分の経験、勤務園の「当たり前」になっていたり、分かっているつもりで基本の振り返りなどを疎かにすることにつながり、事故や不適切な保育などが起きる原因となるケースが多いのです。



◎基本を再確認しましょう。

- 「保育所保育指針」より
保育所の役割…保育を必要とする子どもの健全な心身の発達を図る
子どもの最善の利益を考慮した最もふさわしい生活の場
保育の方法…一人一人の子どもの状況や家庭、生活の実態を把握する
子どもが安心感と信頼感をもって活動できる
子どもが主体としての思いや願いを受け止める
保育所の社会的責任…子どもの人権を十分配慮する
子ども一人一人の人格を尊重して保育を行う
- 全国保育士会倫理綱領…5 チームワークと自己評価 8 専門職としての責務
- 幼保連携型認定こども園教育保育要領より
「園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること」
- 幼稚園教育要領より
「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、
自主及び自立の精神を養う」

♥研修や実習などに新鮮な気持ちで参加しましょう

研修や実習などに参加できる機会がある場合には、積極的に参加し新鮮な気持ちで臨みましょう。わかっていると思っていることでも、着眼点や発想が違うことで新たな気づきにつながります。謙虚な気持ちと姿勢が自分を高める原動力になります。



♥子どもの人権について高い認識をもつ♥

子どもの人権について高い認識をもつ第一歩は、子どもを一人の人間として、私たち保育者と対等な存在であると認識することです。

その上で、発達過程にある子どもが、それぞれの個性や発達の状況に応じて配慮され、「自分は大切な存在として受け止められている」と実感できる教育・保育をすることが保育者等に求められる資質となります。そのためには、子どもの声を聴くことが大切ですが、「声」は、言葉として発せられるものだけでなく、行動（しぐさや表情、姿勢など）やほんのわずかな子どもの様子の変化からも感じとれるものです。日々多くの時間を共に過ごす保育者等だからこそできる「共感力」を磨きましょう。



子どもの権利条約 4つの原則

第2条 差別の禁止…差別のないこと

第3条 児童の最善の利益…子どもにとって最もよいこと

第6条 生きる権利、育つ権利…命を守られ成長できること

第12条 表現の自由…意見を表明し参加できること

(参照) 読んでみよう! 「子どもの権利条約」第1~40条 日本ユニセフ抄訳

♥教育・保育のプロとしての意識を常に忘れない♥

子どもは、一緒に遊び、いつも笑顔で、溢れる愛情をもってかかわってくれる保育者等のことが大好きです。保育者等にとっても子どもたちが楽しそうにして、自分を信頼し慕ってくれることは、“人と人が触れ合う仕事を選んでよかった”と実感できる瞬間です。教育・保育のプロとして日々研鑽し、耳をすまして、目をこらして、子どもたち一人一人の思いを分かろうとする心を持ち続けることで、そのような瞬間に多く出会うことができます。

また、保護者との信頼関係を築き、協力して子どもたちの豊かな育ちにつなげていくことも大切ですので、積極的にコミュニケーションをとってください。ただし、気分が知れた感じになったとしても、子どもが個々の特性に応じて成長している様子などは、丁寧に伝えることを心がけましょう。

園において、個別の支援や配慮をする場合には、保護者との話し合いの中で具体的な場面での対応を伝え同意を得るよう努めることが大切です。



保育者等の“気づき”

教育・保育には様々なシーンが存在し、また、その中で子どもへの接し方は子どもの個性や状況に応じて柔軟に行われるものである。その一つ一つの行為を、何が適切で何が不適切なのか定義することはできず、保育者等一人一人が、状況に応じた判断を行う必要があります。

そうした判断力を身に付けるためには、子どもの人権についての理解を深めるのはもちろんのこと、保育者等が、自分が行っている教育・保育を振り返る中で、改善点につながる課題、自身のかかわりの特徴等への気づきを得ていく必要があります。

保育所・認定こども園等における

人権擁護のための セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～

全国保育士会



♥定期的に自分自身の教育・保育
を振り返りましょう。

保育士会チェックリストなどを活用して、1週間の自分の保育の振り返りに10分程度時間を作って、**気づいたことはメモしておく**などの習慣を付けましょう。

♥チーム力で教育・保育をする♥

質の高い教育・保育が実践されている園の特徴として、情報の共有ができていて共通認識をもって教育・保育に取り組んでいることがあげられます。

こどもたちの成長した姿やエピソードなどを保育者等で共有したり、個別な配慮が必要なこどもやクラス運営で困っている状況などを短い時間でも話せる機会を作ったり、「自施設のこどもたちをみんなで育てる」といった雰囲気作りが育つように心がけましょう。

チームで教育・保育に取り組めることは、教育・保育中の見落としなども防ぐことにつながり、安全な教育・保育の実施にも欠かせないことです。

♥誰もが安心できる場所であること♥

保育所等は、第一にこどもが安心できる居場所であること、次に保護者が安心してこどもを預け、安心して相談できる場所であること、そして、保育者等にとっても楽しく喜びをもって働くことができる場所であることが大切です。

そのためにも、日々の教育・保育の振り返りや気づきを共有でき、不安を一人が抱え込まない（孤立しない）温かい園の雰囲気づくりに、保育所等（各施設）全体で取り組みを工夫しましょう。



check

職員間での「対話」が生まれる体制整備と“気づき”を得られる環境づくり

「保育所における自己評価ガイドラインハンドブック」（2020年3月厚生労働省）では、「保育士等が、評価を適切に実施して、子どもや保育についての理解を深め、よりよい保育の実現に向けたアイデアを生み出す上で、様々な人たちと語り合い、多様な視点を取り入れたり、自分の思いや直感を言葉にして発信したりすることは、とても大きな意味を持ちます」とされ、そのための職員間でのこどもへのかかわりや配慮、保育の状況などについての対話が推奨されています。

これは、施設長・園長やリーダー層の重要な役割でもあります。



(2) 越前市の役割

1) 研修等の継続的な実施

- ① 本ガイドラインや事例集などの演習資料を整え、保育所等の園内研修で、基本的な事項に確認や様々な教育・保育場面の振り返りを園内研修で、継続的に取り組めるよう支援します。
- ② 「こどもの権利や人権」「よりよい教育・保育」などをテーマにした研修を実施し、保育者等への啓発を図ります。
- ③ 施設長など保育所等の管理者やリーダーとして求められる能力の向上を図るための研修や、各施設の研修等の取組を情報共有する機会を提供します。

2) 巡回支援などの実施

- ① 不適切な保育の事案発生に関わらず、保育所等における日常的な教育・保育において改善が望ましい点などがいないかを確認・指導できるように、市職員や市幼児教育アドバイザー等による巡回支援等を実施します。
- ② 市が実施する指導監査において、不適切な保育に関するチェック項目を設け適切な教育・保育が常に実施されるように確認をします。
- ③ こども一人一人の発達や個別の特徴への理解を深めるため、「市児童発達支援センターなないろ」の発達相談の活用や様々な専門機関による研修の情報などを積極的に発信していきます。

3) 教育・保育環境等の改善に向けた支援

厚生労働省は、令和2年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を改訂し、各保育現場における教育・保育内容や環境等の評価に関する取り組みが保育の教育・改善や組織の機能強化になることを示しています。さらに、令和3年3月には「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」を作成し、職員の業務不安の軽減や働き方の見直しなどについて、組織的に取り組むことの重要性が示されました。

不適切な保育の未然防止のためには、こどもへのかかわりのみに焦点を当てるのではなくこれらを活用し、組織全体の改善に取り組んでいくことが重要です。越前市も市内保育所等と共に、よりよい教育・保育のための取組を様々な視点からおこなっていきます。

加えて、第三者評価や公開保育、地域の合同研修等の活用を通じて、日々の教育・保育について施設外部からより多様な視点を得ながら、保育者等の気づきを促すことも考えられます。



● 保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)(厚生労働省)
保育士等や保育所が自ら行う「保育内容等の評価」について、その基盤となる「子どもの理解」や「職員間の対話が生まれる環境づくりの重要性」等を含め、自己評価の取組を進めていく上での基本的な考え方やポイント、留意点を示しています。
また、同ガイドラインでは保育内容等の自己評価の観点(例)を別添として示すとともに、これらの観点のうち「子どもの人権への配慮と一人一人の人格の尊重」について考えられる評価項目の具体例をあげています。

● 保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン(厚生労働省)

※市内の公私立園より提供いただいた研修事例やワークシート等を次ページ以降に掲載しましたので、ぜひご活用ください。

＜関係法令等について＞

関係法令等	不適切な保育等の防止に関連する条文や内容等
こども基本法	<p>第1章総則 第1条 目的</p> <p>日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。</p>
児童福祉法	<p>第33条の10（被措置児童等虐待の定義）</p> <p>1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。</p>
子ども・子育て支援法	<p>第33条（特定教育・保育施設の設置者の責務）</p> <p>第45条（特定地域型保育事業者の責務）</p> <p>第58条の2（特定子ども・子育て支援提供者の責務）</p> <p>小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。</p>
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	<p>第7条（児童福祉施設における職員の一般的要件）</p> <p>児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>第7条の2（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）</p> <p>児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	<p>第24条（教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則）</p> <p>特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>第25条（虐待等の禁止）</p> <p>特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	<p>第30条 保育所等又は認定こども園の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>

関係法令等	不適切な保育等の防止に関連する条文や内容等
<p>保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン</p>	<p>児童福祉法や保育所保育指針などの法令や「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和3年3月株式会社キャンサーキャン）を踏まえ、令和5年5月子ども家庭庁が、保育所等における虐待等防止及び疑いのある事案の対応等を示したガイドライン。</p>
<p>保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針</p>	<p>（本指針の目的） 児童を守り育てる立場にある保育士が、児童に対して性暴力等を行い、当該児童の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはならない。加えて、一部の保育士による加害行為により、児童と日々真摯に向き合い、児童が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の保育士の社会的な尊厳が毀損されることはあってはならない。 ※保育士には、保育士登録を受けて保育教諭として幼保連携型認定こども園で勤務する者等も含む。</p>
<p>こども大綱</p>	<p>2 ライフステージ別の重要事項（こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実） 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。</p>
<p>保育所保育指針</p>	<p>第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 (3) 保育の方法 ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 (5) 保育所の社会的責任 ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。 第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意すべき事項 (1) 保育全般に関わる配慮事項 オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。 （中略）保育士等は、自らの感性や価値観を振り返りながら、子どもや家庭の多様性を十分に認識し、それらを積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すことに努めることが求められる。 カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。 （中略）子どもの性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに、一人一人の子どもの行動を狭めたり、子どもが差別感を味わったりすることがないように十分に配慮する。子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見をもったりすることがないように、人権に配慮した保育を心がけ、保育士等自らが自己の価値観や言動を省察していくことが必要である。</p>

関係法令等	不適切な保育等の防止に関連する条文や内容等
<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p>	<p>第1章総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価</p> <p>(3) 指導計画の作成上の留意事項</p> <p>ク 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、(中略) 園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。</p> <p>第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項 第5節 教育及び保育の実施に関する配慮事項 2 幼保連携型認定こども園の教育及び保育の全般における配慮事項</p> <p>(5) 国籍や文化の違い</p> <p>園児の国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。</p> <p>(中略) 保育教諭等は、自らの感性や価値観を振り返りながら、園児や家庭の多様性を十分に認識し、それらを積極的に認め、互いに尊重し合える雰囲気をつくり出すことに努めることが求められる。</p> <p>(6) 性差や個人差</p> <p>園児の性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。</p>
幼稚園に関する関係法令等	不適切な保育等の防止に関連する条文や内容等
<p>幼稚園教育要領</p>	<p>幼稚園教育の基本</p> <p>第一節 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。</p>
<p>教育基本法</p>	<p>(幼児期の教育)</p> <p>第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることをかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。</p> <p>第4章 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価</p> <p>2 指導計画作成上の基本的事項</p> <p>指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成するものとする。</p>
<p>学校教育法</p>	<p>第三章 幼稚園</p> <p>第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。</p>